

## 現在事項全部証明書

神戸市中央区港島三丁目6番地1  
兵機海運株式会社

会社法人等番号	1400-01-010417	
商号	兵機海運株式会社	
本店	神戸市中央区栄町通二丁目4番14号	平成7年2月10日移転
	神戸市中央区港島三丁目6番地1	平成22年4月1日移転 平成22年4月1日登記
公告をする方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。 <a href="http://www.hyoki.co.jp/">http://www.hyoki.co.jp/</a> ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、朝日新聞に掲載して行う。	平成21年6月26日変更
		平成21年6月26日登記
会社成立の年月日	昭和17年12月30日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 海陸運送業並びにその取扱業</li> <li>2. 内航海運業</li> <li>3. 外航海運業</li> <li>4. 港湾運送事業並びに港湾運送関連事業</li> <li>5. 倉庫業</li> <li>6. 通関業</li> <li>7. 一般貨物自動車運送事業</li> <li>8. 貨物利用運送事業</li> <li>9. 船舶海運代理店業</li> <li>10. 産業廃棄物収集運搬業</li> <li>11. 貿易代行業務</li> <li>12. 不動産の仲介及び賃貸業</li> <li>13. 下記の物品の売買及び仲介並びに輸出入業             <ol style="list-style-type: none"> <li>イ) 輸送具及び荷役機器並びに産業用機器類</li> <li>ロ) 農林水産物及び食品類</li> <li>ハ) 化学製品及びその半製品</li> </ol> </li> <li>14. 古物商</li> <li>15. 損害保険代理業並びに自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業</li> <li>16. 前各号の事業に附帯し又は関連する事業</li> </ol> <p style="text-align: right;">平成26年6月26日変更 平成26年6月30日登記</p>	
単元株式数	1000株	

発行可能株式総数	4000万株	平成17年 6月28日変更
		平成17年 6月28日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1224万株	
資本金の額	金6億1200万円	
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 平成24年 4月 1日変更	平成24年 4月 2日登記
役員に関する事項	取締役 平井清隆	平成28年 6月23日重任
		平成28年 6月23日登記
	取締役 大東洋治	平成28年 6月23日重任
		平成28年 6月23日登記
	取締役 大石修	平成28年 6月23日重任
		平成28年 6月23日登記
	取締役 佐藤清	平成28年 6月23日重任
		平成28年 6月23日登記
	取締役 田中康博	平成28年 6月23日重任
		平成28年 6月23日登記
	取締役 安積拓也	平成28年 6月23日重任
		平成28年 6月23日登記
	取締役 橋田光夫	平成28年 6月23日重任
		平成28年 6月23日登記
取締役・監査等 委員 松本利晴	平成28年 6月23日就任	
	平成28年 6月23日登記	

	取締役・監査等 加納 諄一 委員  (社外取締役)	平成28年 6月23日就任 ----- 平成28年 6月23日登記
	取締役・監査等 五島 大亮 委員  (社外取締役)	平成28年 6月23日就任 ----- 平成28年 6月23日登記
	取締役・監査等 赤木 潤子 委員  (社外取締役)	平成28年 6月23日就任 ----- 平成28年 6月23日登記
	神戸市北区山田町小部字大坂13番地 代表取締役 大東 洋治	平成28年 6月23日重任 ----- 平成28年 6月23日登記
	岡山県倉敷市連島町鶴新田862番地 代表取締役 平井 清隆	平成28年 6月23日就任 ----- 平成28年 6月23日登記
	会計監査人 あけぼの監査法人	平成28年 6月23日重任 ----- 平成28年 6月23日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 平成28年 6月23日設定 平成28年 6月23日登記	
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。 平成28年 6月23日変更 平成28年 6月23日登記	
支 店	1 大阪市住之江区南港中六丁目3番44号	
	3 兵庫県姫路市飾磨区細江浜万才1310番地	平成12年 8月 1日移転 ----- 平成12年 8月 3日登記
	4 岡山県倉敷市玉島乙島6885番3	
	5 東京都中央区京橋二丁目6番14号	

神戸市中央区港島三丁目6番地1  
兵機海運株式会社

取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
監査等委員会設置会社に関する事項	監査等委員会設置会社 平成28年6月23日設定 平成28年6月23日登記
重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する事項	重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある 平成28年6月23日設定 平成28年6月23日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社 平成18年6月28日登記

これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

平成28年7月22日

神戸地方法務局  
登記官

岸本昌之

